

第103回組合会が開催されました。

平成25年2月7日(木)に、兵庫建設会館 2階会議室において、第103回組合会が開催されました。次の議案・報告について、審議のうえ可決承認されましたので、ご報告いたします。

- ・ 報告第1号 平成25年度予算編成について
- ・ 第1号議案 重要財産(介護勘定)の処分(案)について
- ・ 第2号議案 一般保険料率の変更(案)について
- ・ 第3号議案 介護保険料率の変更(案)について
- ・ 第4号議案 平成25年度保健事業の実施(案)について
- ・ 第5号議案 第2期特定健康診査等実施計画(案)について
- ・ 第6号議案 平成25年度収入支出予算(案)について
- ・ 第7号議案 平成25年度支出予算の款内各項目間の流用の承認(案)について
- ・ 第8号議案 保険料等の不納欠損処分(案)について
- ・ 報告第2号 第193回財政対策委員会の開催の結果について
- ・ 報告第3号 健康保険組合の円滑な事業運営の実施に係る厚生労働大臣に対する要望の結果について
- ・ その他 指定健康保険組合制度の概要等について
平成25年度以降の組合財政支援交付金の見直しについて

一般保険料率等が変更されます。

健康保険組合の財政は、法定準備金を確保したうえで、収支均衡する保険料率(実質保険料率)の設定が求められています。平成25年度予算における実質保険料率は118.07%ですが、厳しい経済情勢下では、同率を設定することは困難ですので、支援金等負担助成金及び組合財政支援交付金を収入計上し、激変緩和措置として一般保険料率を98.940%に変更することとします。

また、健康保険組合連合会から、平成25年度の当健康保険組合の調整保険料率は、1.060%に変更になった旨の連絡がありました。

このことに伴い、一般保険料率等の変更を、下表のとおり、平成25年3月1日(平成25年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成25年4月分保険料)から実施します。

事業主及び被保険者の皆様には、厳しい経済状況のなか、過重なご負担をお掛けすることになりますが、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

単位：%

区 分	一般保険料率		調整保険料率		合計保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	48.525	49.470	0.475	0.530	49.000	50.000
被保険者	48.525	49.470	0.475	0.530	49.000	50.000
計	97.050	98.940	0.950	1.060	98.000	100.000

1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用(健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等)のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は、次のとおりです。

一般保険料 = 基本保険料 + 特定保険料

- ・ 基本保険料 46.440%
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料 52.500%
納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：‰

区 分	一般保険料率		基本保険料率		特定保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	48.525	49.470	28.136	23.220	20.389	26.250
被保険者	48.525	49.470	28.136	23.220	20.389	26.250
計	97.050	98.940	56.272	46.440	40.778	52.500

2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金事業（組合財政支援交付金交付事業・高額医療交付金交付事業）を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金（平成25年度予算 18,240千円）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料（平成25年度予算 調整保険料収入 18,240千円）です。

3 参考

全国健康保険協会兵庫支部の健康保険料率

平成24年度 100.0‰（事業主50.0‰ 被保険者50.0‰）

平成25年度 100.0‰（事業主50.0‰ 被保険者50.0‰）

介護保険料率が変更されます。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は、平成24年度～平成26年度は、65歳以上の第1号被保険者が21%、40歳～64歳の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が29%の割合とされています。

平成25年度における当健康保険組合の介護納付金として、国から211,694千円割り当てられました。

その介護納付金を納付するために、介護保険料率として、現行15.3‰のところ、15.5‰に引き上げを行うとともに、繰入金15,675千円を収入計上することとします。

事業主及び被保険者の皆様には、ご負担の増加につきまして、何とぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 介護保険料率の変更

変更前 15.3‰（事業主7.65‰ 被保険者7.65‰）

変更後 15.5‰（事業主7.75‰ 被保険者7.75‰）

2 変更時期

平成25年3月1日（平成25年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成25年4月分保険料）から変更します。

3 参考

全国健康保険協会の介護保険料率

平成24年度 15.5‰(事業主7.75‰ 被保険者7.75‰)

平成25年度 15.5‰(事業主7.75‰ 被保険者7.75‰)

平成25年度保健事業の概要は、別紙1のとおりです。

第2期特定健康診査等実施計画は、別紙2のとおりです。

平成25年度収入支出予算の概要は、別紙3のとおりです。

健康保険料・介護保険料の月額表は、別紙4のとおりです。

当健康保険組合は、平成24年10月12日付で、健康保険法第28条第1項の規定に基づき、指定健康保険組合として指定されました。

平成24年12月17日付で、厚生労働大臣に健全化計画書を提出したところ、平成25年1月31日付で、承認を得ました。

厚生労働大臣の承認を得た健全化計画書に基づき、平成25年度収入支出予算を作成しました。

収入及び支出の両面から財政の健全化に向けて取り組む必要がありますので、事業主・被保険者・被扶養者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。